

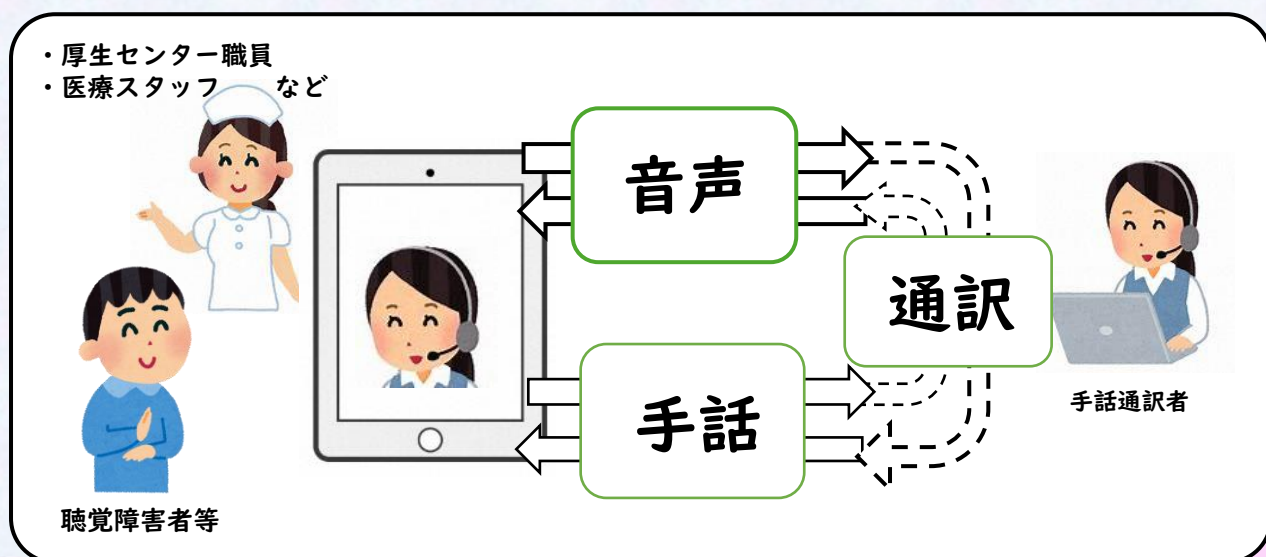
スマートフォン・タブレットを使った

富山県遠隔手話通訳サービス 利用について

<遠隔手話通訳サービス>

聴覚障害者等が、行政機関などへの相談や医療機関への受診等に際して、配備されたタブレット端末（公的医療機関のみ）もしくはご自身でお持ちのスマートフォンやタブレット等を通じて、遠隔手話通訳を行うサービス（富山県遠隔手話通訳サービス）を実施します

遠隔手話通訳サービス・イメージ図



➤聴覚障害者等と相手とのやりとりを手話と音声でお伝えします

【利用範囲】

- ご自身でスマートフォンやタブレットがあれば、どこでも利用可能。
（例）医療機関への受診や行政機関への相談、保険の手続き…など

【対象者】

- 富山県内において手話通訳での対応を希望される聴覚障害者等

【利用可能日及び時間】

- 毎週月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除きます）
午前8時30分～午後5時
- ・ただし、利用可能時間内であっても、手話通訳者の不在などによりサービスの提供ができないことがあります。

【利用者負担】

○本サービスの利用料は無料です。

※ご自身のタブレットやスマートフォンの場合、通信費等は利用者での負担

【事前登録の方法】

- (1) まず、ご自身のスマートフォンやタブレットに「Microsoft Teams (チームズ)」アプリをインストールし、ご自身のアカウントを作成してください
- ・Android (アンドロイド) のスマートフォンの場合は「Play ストア」から「Microsoft Teams」アプリをダウンロードし、インストールして下さい
 - ・iPhone (アイフォン) の場合は「App store」からダウンロードして下さい



play store



App store



Microsoft Teams

(2) 富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください（様式1）

- ①住所 ②氏名 ③メールアドレス
- ④ご自身のTeamsアカウント名 (Microsoft Teams ID)
※アプリの中にある設定の中で確認することができます。
- ⑤その他特記事項

(3) 富山県聴覚障害者協会のアカウント名等を連絡しますので、日時等を調整のうえ、テスト通信を行います

【利用方法（事前登録後）】（様式2）

遠隔手話通訳サービスを利用される際には、事前に、富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）に電子メールまたはFAXで、次のことをご連絡ください

- ①氏名 ②利用開始予定日時
- ③内容・特記事項（例：行政機関での相談、〇〇病院での検査等）

※ご自身でスマートフォンやタブレットをお持ちでない場合は、タブレットの貸し出しを実施していますので、富山県聴覚障害者協会（下記問合せ先参照）までご連絡ください。

<問い合わせ先>

○社会福祉法人富山県聴覚障害者協会

FAX：076-441-7305 TEL：076-441-7331

E-mail：haken@tomichokyo.or.jp